

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.001

処 分 名	違反建築物の除却命令等
処 分 の 概 要	国土交通大臣または都道府県知事は、土地・建物の変更を行う者が下記の規定（※１）に違反した場合は、土地の原状回復、工作物・物件の移転または除却の命令を下すことができます。 ※１ 土地の形質変更・工作物の改築や増築を行い、または移動が容易でない物件の設置・たい積を行う者
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条 4 項
処 分 基 準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■土地区画整理法

(建築行為等の制限)

第七十六条 次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

- 一 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告
- 二 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第二十一条第三項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告
- 三 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告
- 四 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第三条第四項又は第五項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告
- 五 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

四 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.002

処 分 名	清算金の分割徴収または分割交付の期限																																																												
処 分 の 概 要	区画整理事業の換地計画における清算金を徴収又は交付する場合において、分割して徴収又は交付することができます。																																																												
根拠条例等・条項	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（平成 17 年条例第 145 号）第 26 条第 1 項																																																												
処 分 基 準	◎区画整理の換地計画における従前の宅地価額と当該宅地に対する換地の価額に不均衡が生じた場合に定める徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が 3 万円以上の場合、別表第 1、2 に定めるところにより分割徴収又は分割交付することができます。 また、この分割徴収又は交付の期日は第 1 回目の徴収又は交付すべき期日の翌日から起算します。 別表第 1（徴収する金額/分割徴収する期限/分割の回数） <table><tr><td>3 万円以上～1 0 万円未満/</td><td>6 ヶ月以内</td><td>/</td><td>2 回</td></tr><tr><td>1 0 万円以上～1 5 万円未満/</td><td>1 年以内</td><td>/</td><td>3 回</td></tr><tr><td>1 5 万円以上～2 0 万円未満/</td><td>1 年 6 ヶ月以内</td><td>/</td><td>4 回</td></tr><tr><td>2 0 万円以上～2 5 万円未満/</td><td>2 年以内</td><td>/</td><td>5 回</td></tr><tr><td>2 5 万円以上～3 0 万円未満/</td><td>2 年 6 ヶ月以内</td><td>/</td><td>6 回</td></tr><tr><td>3 0 万円以上～3 5 万円未満/</td><td>3 年以内</td><td>/</td><td>7 回</td></tr><tr><td>3 5 万円以上～4 0 万円未満/</td><td>3 年 6 ヶ月以内</td><td>/</td><td>8 回</td></tr><tr><td>4 0 万円以上～4 5 万円未満/</td><td>4 年以内</td><td>/</td><td>9 回</td></tr><tr><td>4 5 万円以上～5 0 万円未満/</td><td>4 年 6 ヶ月以内</td><td>/</td><td>1 0 回</td></tr><tr><td>5 0 万円以上</td><td>5 年以内</td><td>/</td><td>1 1 回</td></tr></table> 別表第 2（交付する金額/分割徴収する期限/分割の回数） <table><tr><td>3 万円以上～2 0 万円未満/</td><td>1 年以内</td><td>/</td><td>2 回</td></tr><tr><td>2 0 万円以上～3 0 万円未満/</td><td>2 年以内</td><td>/</td><td>3 回</td></tr><tr><td>3 0 万円以上～4 0 万円未満/</td><td>3 年以内</td><td>/</td><td>4 回</td></tr><tr><td>4 0 万円以上～5 0 万円未満/</td><td>4 年以内</td><td>/</td><td>5 回</td></tr><tr><td>5 0 万円以上</td><td>5 年以内</td><td>/</td><td>6 回</td></tr></table>	3 万円以上～1 0 万円未満/	6 ヶ月以内	/	2 回	1 0 万円以上～1 5 万円未満/	1 年以内	/	3 回	1 5 万円以上～2 0 万円未満/	1 年 6 ヶ月以内	/	4 回	2 0 万円以上～2 5 万円未満/	2 年以内	/	5 回	2 5 万円以上～3 0 万円未満/	2 年 6 ヶ月以内	/	6 回	3 0 万円以上～3 5 万円未満/	3 年以内	/	7 回	3 5 万円以上～4 0 万円未満/	3 年 6 ヶ月以内	/	8 回	4 0 万円以上～4 5 万円未満/	4 年以内	/	9 回	4 5 万円以上～5 0 万円未満/	4 年 6 ヶ月以内	/	1 0 回	5 0 万円以上	5 年以内	/	1 1 回	3 万円以上～2 0 万円未満/	1 年以内	/	2 回	2 0 万円以上～3 0 万円未満/	2 年以内	/	3 回	3 0 万円以上～4 0 万円未満/	3 年以内	/	4 回	4 0 万円以上～5 0 万円未満/	4 年以内	/	5 回	5 0 万円以上	5 年以内	/	6 回
3 万円以上～1 0 万円未満/	6 ヶ月以内	/	2 回																																																										
1 0 万円以上～1 5 万円未満/	1 年以内	/	3 回																																																										
1 5 万円以上～2 0 万円未満/	1 年 6 ヶ月以内	/	4 回																																																										
2 0 万円以上～2 5 万円未満/	2 年以内	/	5 回																																																										
2 5 万円以上～3 0 万円未満/	2 年 6 ヶ月以内	/	6 回																																																										
3 0 万円以上～3 5 万円未満/	3 年以内	/	7 回																																																										
3 5 万円以上～4 0 万円未満/	3 年 6 ヶ月以内	/	8 回																																																										
4 0 万円以上～4 5 万円未満/	4 年以内	/	9 回																																																										
4 5 万円以上～5 0 万円未満/	4 年 6 ヶ月以内	/	1 0 回																																																										
5 0 万円以上	5 年以内	/	1 1 回																																																										
3 万円以上～2 0 万円未満/	1 年以内	/	2 回																																																										
2 0 万円以上～3 0 万円未満/	2 年以内	/	3 回																																																										
3 0 万円以上～4 0 万円未満/	3 年以内	/	4 回																																																										
4 0 万円以上～5 0 万円未満/	4 年以内	/	5 回																																																										
5 0 万円以上	5 年以内	/	6 回																																																										
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）																																																												
備 考																																																													

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程
(清算金の算定)

第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が3万円以上である場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

■土地区画整理法

(清算金の徴収及び交付)

※第110条1項～2項に規定

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.003

処 分 名	建築物の移転又は除却費用の徴収
処 分 の 概 要	国土交通大臣知事に命令されて建物等を施行者（※１）が自ら除却した場合は、損失補償をする必要がなく、除却費用は建物所有者から徴収することができます。 （※１）個人、組合、会社、地方公共団体、都市再生機構などです。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 78 条第 2 項
処 分 基 準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■土地区画整理法

(移転等に伴う損失補償)

第七十八条 二 前条第一項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第二項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第七十六条第四項若しくは第五項、都市計画法第八十一条第一項若しくは第二項又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第一項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。

■都市計画法

(監督処分等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知って、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者
- 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

二項 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

■建築基準法

(違反建築物に対する措置)

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 二 特定行政庁は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 三 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 四 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第一項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 五 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第一項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の二日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 六 第四項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 七 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前五項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。
- 八 前項の命令を受けた者は、その命令を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。この場合においては、第四項から第六項までの規定を準用する。ただし、意見の聴取は、その請求があつた日から五日以内に行わなければならない。
- 九 特定行政庁は、前項の意見の聴取の結果に基づいて、第七項の規定によつて仮にした命令が不当でないと認めた場合においては、第一項の命令をすることができる。意見の聴取の結果、第七項の規定によつて仮にした命令が不当であると認めた場合においては、直ちに、その命令を取り消さなければならない。
- 十 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 十一 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びそ

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

の期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

十二 特定行政庁は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

一三 特定行政庁は、第一項又は第十項の規定による命令をした場合（建築監視員が第十項の規定による命令をした場合を含む。）においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

十四 前項の標識は、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

十五 第一項、第七項又は第十項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.004

処 分 名	清算金の徴収又は交付の利子
処 分 の 概 要	区画整理事業の換地計画における清算金を分割徴収又は分割交付する場合において、それに付する利子は年 6 パーセントとします。
根拠条例等・条項	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程 （平成 17 年条例第 145 号）第 26 条第 2 項
処 分 基 準	◎区画整理の換地計画における従前の宅地価額と当該宅地に対する換地の価額に不均衡が生じた場合に定める徴収すべき清算金又は交付すべき清算金を分割徴収又は分割交付する場合、それに付する利子は年 6 パーセントとし、第 1 回目の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとします。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程 （清算金の算定） 第 23 条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。 （清算金の分割徴収又は分割交付） 第 26 条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が 3 万円以上である場合は、それぞれ別表第 1 又は別表第 2 に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第 1 回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は年 6 パーセントとし、第 1 回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 ■土地区画整理法 （清算金の徴収及び交付） ※第 110 条 1 項～ 2 項に規定 ■土地区画整理法施行令 （清算金の分割徴収又は分割交付） ※第 61 条 1 項に規定

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.005

処 分 名	清算金の徴収、交付
処 分 の 概 要	施行者は、公告があった場合は精算金を徴収・交付しなければなりません。また、精算金と仮精算金の差額があるときは、その差額分を徴収・交付しなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 110 条第 1 項
処 分 基 準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■土地区画整理法
(清算金)

第九十四条 換地又は換地について権利（処分の制限を含み、所有権及び地役権を含まない。以下この条において同じ。）の目的となるべき宅地若しくはその部分を定め、又は定めない場合において、不均衡が生ずると認められるときは、従前の宅地又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地若しくは換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分又は第八十九条の四若しくは第九十一条第三項の規定により共有となるべきものとして定める土地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮して、金銭により清算するものとし、換地計画においてその額を定めなければならない。この場合において、前条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める宅地又は借地権については、当該建築物の一部及びその建築物の存する土地の位置、面積、利用状況、環境等をも考慮しなければならないものとする。

(仮清算)

第一百条 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地を指定した場合又は第一百条第一項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第九十四条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。

第一百三条

4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

第一百四条

8 第九十四条の規定により換地計画において定められた清算金は、前条第四項の公告があつた日の翌日において確定する。

(清算金の徴収及び交付)

第一百十条 施行者は、第一百三条第四項の公告があつた場合においては、第一百四条第八項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第一百条第一項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.006

処 分 名	清算金の納付期限
処 分 の 概 要	区画整理事業の換地計画における清算金を分割徴収又は分割交付する場合において、毎回の納付又は交付期限を前回の期限からそれぞれ6ヶ月目又は1年目を経過した日とします。
根拠条例等・条項	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（平成17年条例第145号）第26条第3項
処 分 基 準	◎区画整理の換地計画における従前の宅地価額と当該宅地に対する換地の価額に不均衡が生じた場合に定める徴収すべき清算金又は交付すべき清算金を分割徴収又は分割交付する場合、その毎回の納付又は交付期限を前回の期限から起算して納付は6ヶ月目、交付は1年目を経過した日とします。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（清算金の算定） 第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。 （清算金の分割徴収又は分割交付） 第26条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が3万円以上である場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。 3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において第2回目以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算してそれぞれ6か月目又は1年目を経過した日とする。 ■土地区画整理法（清算金の徴収及び交付） ※第110条1項～2項に規定

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.007

処 分 名	督促手数料及び延滞金の徴収
処 分 の 概 要	施行者は、督促状の送付に要する費用を勘案して、督促手数料や年10.75%の割合を乗じて延滞金を徴収することができます。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第1項
処 分 基 準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 第三条 2 宅地について所有権又は借地権を有する者が設立する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。 第百一条 2 前項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を付して、分割徴収し、又は分割交付することができる。 3 第三条第二項から第五項まで、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付した場合においては、その利子を含む。以下同じ。）を滞納する者がある場合においては、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 4 前項の督促をする場合においては、第三条第二項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第三項の規定による施行者は規準で定めるところにより、同条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は施行規程で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。 5 第三項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、国税滞納処分の例により、第三項に規定する清算金並びに前項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における清算金並びに督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

不利益処分の処分基準

担当部署:都市整備部まちづくり推進課

No.008

処 分 名	清算金の分割徴収又は分割交付に伴う利子
処 分 の 概 要	清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第 1 回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付する
根拠法令等・条項	土地区画整理法施行令（平成 30 年政令第 183 号）年第 6 1 条第 1 項
処 分 基 準	清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第 1 回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付する
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土地区画整理法施行令

第六十一条 法第百十条第二項の規定により清算金（法第百十一条の規定により相殺することができる場合においては、その相殺をした後の残額。以下この条において同じ。）を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、当該法定利率以内で規準、規約、定款又は施行規程で定める率）とし、第一回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.009

処 分 名	個人施行者に対する監督
処 分 の 概 要	都道府県知事は施行者が違反の事実があると認められた場合、その施行者がした処分の取り消し等を命ずることができます。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 124 条第 1 項
処 分 基 準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （個人施行者に対する監督） 第二百二十四条 都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律（これに基づく命令を含む。以下この章において同じ。）若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合においては、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.010

処 分 名	清算金の滞納に係る督促
処 分 の 概 要	区画整理事業の換地計画における徴収すべき清算金を滞納する者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促します。
根拠条例等・条項	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程 （平成 17 年条例第 145 号）第 28 条第 1 項
処 分 基 準	◎区画整理の換地計画における従前の宅地価額と当該宅地に対する換地の価額に不均衡が生じた場合に定める徴収すべき清算金において、滞納する者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促します。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程
(清算金の算定)

第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第24条 法第90条、第91条3項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

(清算金の徴収又は交付の通知)

第25条 施行者は前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前にこれを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が3万円以上である場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

(督促手数料及び延滞金)

第28条 第25条又は第26条の規定により徴収する清算金を滞納する者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促する。

■土地区画整理法

(清算金の徴収及び交付)

※第110条1項～3項に規定

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.011

処 分 名	個人施行者の施行認可の取消し
処 分 の 概 要	都道府県知事は施行者が命令に従わない場合、施行者の土地区画整理事業の許可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 124 条第 2 項
処 分 基 準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （個人施行者に対する監督） 第二百二十四条 都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律（これに基づく命令を含む。以下この章において同じ。）若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合においては、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。 2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わない場合においては、その施行者に対する土地区画整理事業の施行についての認可を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.012

処 分 名	督促手数料及び延滞金
処 分 の 概 要	区画整理事業の換地計画における徴収すべき清算金を滞納する者があり、督促状により納付すべき期限を指定して督促した場合、1 件 1 回につき 60 円の督促手数料及び年 10.75 パーセントの延滞金を徴収します。
根拠条例等・条項	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（平成 17 年条例第 145 号）第 28 条第 2 項
処 分 基 準	区画整理の換地計画における従前の宅地価額と当該宅地に対する換地の価額に不均衡が生じた場合に定める徴収すべき清算金において滞納する者があり、督促状によって納付すべき期限を指定して督促した場合は、1 件 1 回の督促につき 60 円の督促手数料及び年 10.75 パーセントの割合で計算した額の延滞金を併せて徴収します。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程
(清算金の算定)

第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第24条 法第90条、第91条3項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

(清算金の徴収又は交付の通知)

第25条 施行者は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前にこれを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が3万円以上である場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

(督促手数料及び延滞金)

第28条 第25条又は第26条の規定により徴収する清算金を滞納する者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促する。
2 前項の規定により督促したときは、1件1回につき60円の督促手数料及び年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞金を併せて徴収する。

■土地区画整理法

(清算金の徴収及び交付)

※第110条1項～4項に規定

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.013

処 分 名	組合の設立認可の取消し
処 分 の 概 要	都道府県知事は、組合の設立に認可を受けたものが認可の公告があつた日から一ヶ月を経過しても召集しない場合は、組合設立の認可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 125 条第 4 項
処 分 基 準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （組合に対する監督） 第二百五条 3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止、又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。 4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から一月を経過してもなお総会を召集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.014

処 分 名	督促期限を超える清算金及び督促手数料・延滞金の徴収
処 分 の 概 要	区画整理事業の換地計画における徴収すべき清算金を滞納する者があり、督促状により納付すべき期限を指定して督促したものの、その期限を過ぎても納付がされない場合、差押等により清算金並びに督促手数料及び延滞金を徴収します。
根拠条例等・条項	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（平成 17 年条例第 145 号）第 28 条第 3 項
処 分 基 準	区画整理の換地計画における従前の宅地価額と当該宅地に対する換地の価額に不均衡が生じた場合に定める徴収すべき清算金において滞納する者があり、督促状によって納付すべき期限を指定したものの、期限を過ぎて納付がされない場合は、国税滞納処分の例により差押等の手段によって清算金並びに督促手数料及び延滞金を徴収します。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程
(清算金の算定)

第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第24条 法第90条、第91条3項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

(清算金の徴収又は交付の通知)

第25条 施行者は前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前にこれを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が3万円以上である場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

(督促手数料及び延滞金)

第28条 第25条又は第26条の規定により徴収する清算金を滞納する者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促する。

2 前項の規定により督促したときは、1件1回につき60円の督促手数料及び年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞金を併せて徴収する。

3 第1項の規定による督促を受けた者が、督促状において指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により同項に規定する清算金並びに前項の督促手数料及び延滞金を徴収する。

■土地区画整理法

(清算金の徴収及び交付)

※第110条1項～5項に規定